

令和4年10月25日

甲州市

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

甲州市の電子納品は令和2年度から実施していますが、この電子納品における工事写真に、木製等工事黑板に替わり電子小黑板を使った写真が増えてきました。

デジタル工事写真を撮影する際に、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録、情報化する方法については、現場撮影の省力化や写真整理及び管理の効率化等に寄与することから、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の取扱い」を定め、下記のとおり運用することとします。

記

1. 運用

別紙「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の取扱い」（甲州市）に基づき適切に運用すること。

2. 適用日

令和4年11月1日以降契約する工事から適用する。

ただし、令和4年11月1日以前に契約した工事であっても、別紙「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の取扱い」（甲州市）に基づいて運用する場合は、監督員の承諾を得ることにより小黑板情報電子化を実施しても良いものとする。